

法人会員の種類と会費

一般社団法人日本安全性試験受託研究機関協議会は、正会員、賛助会員及び特別会員で構成されます。正会員は社団法人における法律上の社員で、総会における議決権を有します。賛助会員は当協議会の事業に協力することにより正会員に準じた各種のサービスが受けられます。特別会員は、当協議会の理事会で推薦、承認された個人で、顧問的な立場で当協議会の運営などに助言を行います。会員の種類、基準と会費を下表に示します。

会員の種類	会員の資格	入会金	会費(年会費) ^{注1)}
正会員	日本国内に於いて、化学物質等の安全性試験等の受託業務を実施する法人及び海外受託法人の日本代理店	12万円	24万円
賛助会員	受託業務の協力法人(動物・飼料、試薬および機器・器材販売業者等)	5万円	12万円
特別会員	当法人の理事会が承認した大学・医療機関関係者又は当法人の役員経験者等で法人企業を退職した者若しくは当法人の活動に特に貢献した個人	無償	無償

注1)

- ・会費は、原則として1年分を一括して徴収させていただきますが、事前の申し出があれば2～4期に分納することが出来ます。
- ・会費は、毎年事務局が発行する会費納付の請求書発行日(一括の場合は10月、分納の場合は10月以降に分割請求)より2か月以内に納付頂きます。
- ・年度途中に入会された場合には、年会費の月割額(正会員月割額2万円、賛助会員月割額1万円)を入会した月を含む年度内の残月数を乗じた金額とし、入会翌月の月末までに納付頂きます。